⑵　「⑴非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第１条第１項第１号イの基準」、「基準省令第１条第１号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

⑶　「⑵住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。

⑷　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ｉ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

ⅱ）一次エネルギー消費量に関する仕様基準　基準省令第１条第１項第２号ロ⑵に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

⑥　第二面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

４．第三面関係

①　第三面は、共同住宅等又は複合建築物に係る申請を行う場合に、住戸ごとに作成してください。

②　住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄に用いる用語の意義は、３．第二面関係の注意④のとおりとします。

「⑴外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

「⑵一次エネルギー消費量に関する事項」は「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

④　第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

５．別紙関係

①　１欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、申請に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②　１欄の⑴の１）から３）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「Ｖ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③　１欄の⑴の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「Ｖ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。

④　１欄の⑴の３）及び４）における㋑及び㋺の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れてください。

⑤　１欄の⑴の５）の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。

⑥　１欄の⑴の５）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

⑦　１欄の⑴の５）の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「Ｖ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑧　１欄の⑴の５）の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「Ｖ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑨　１欄の⑴の６）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「Ｖ」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑩　１欄の⑵の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑪　１欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、２欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

**様式第六**（第八条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書

認定番号　第　　号

認定年月日　　年　　月　　日

殿

所管行政庁　　印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定により申請のあった建築物について、同条第２項の規定に基づき認定したので通知します。

１．申請年月日

２．申請者の住所

３．認定に係る建築物の位置